

資料 3－1

7 畜産第 2099 号
令和 7 年 12 月 22 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

諮詢問

畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 6 条第 3 項（同法第 8 条第 3 項及び第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 8 年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。